

計 量 証 明 書

第 FT2601-10 号
令和 8 年 1 月 29 日

株式会社長与時津環境サービス 様



計量証明事業所 福岡県知事登録第85号

株式会社 静環検査センター

本社 静岡県藤枝市高柳2310

事業所 福岡県福岡市博多区博多駅南6丁目4-25

TEL (092) 260-3971

環境計量士（濃度関係）

（登録第 9958 号）甲斐 信之

受 付 年 月 日： 令和 8 年 1 月 16 日

試 料 受 付 方 法： 採 取

事 業 所 名	クリーンパーク長与
施 設 名	2号炉 煙突
測 定 年 月 日	令和 8 年 1 月 16 日
特 記 事 項	

（当方採取以外の試料につきましては、依頼者様のお申し出により記入しました。）
ご依頼を受けました排ガス中の物質について計量した結果を下記の通り証明します。

計 量 の 対 象	単 位	計 量 結 果	定量下限値 (検出下限値)	計 量 方 法
ばいじん	g/m ³	実測濃度 0.005 未満 *補正濃度 0.005 未満	0.005 —	JIS Z 8808(円筒ろ紙法):2013 —
窒素酸化物	cm ³ /m ³	実測濃度 29 *補正濃度 28	2 —	JIS K 0104(化学発光法):2011 —
硫黄酸化物	ppm m ³ /h	実測濃度 5 未満 *補正濃度 5 未満 *排 出 量 0.031 未満	5 — —	JIS K 0103(イオンクロマトグラフ法):2011 — —
塩化水素	mg/m ³	実測濃度 18 *補正濃度 17	5 —	JIS K 0107(イオンクロマトグラフ法):2012 —
塩化水素	ppm	実測濃度 11 *補正濃度 10	4 —	JIS K 0107(イオンクロマトグラフ法):2012 —
- 以下 余 白 -				

備考 1. 水銀の結果欄に()で表示されている数値は検出下限値以上定量下限値未満を示す。未満と表示されている数値は検出下限値を示す。
2. 全水銀は粒子状水銀とガス状水銀を合算した値である。数値を丸める関係で和が一致しない場合もある。
3. 補正濃度は標準酸素濃度補正方式による補正濃度を表す。
4. 計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。
5. 各濃度は標準状態（0℃、101.32kPa）の値である。
6. *印の付いている項目は計量法第107条の計量対象外を表す。

当社の許可なく、本証明書の一部を複製し使用することを禁止します。